「子ども用品リサイクル事業」 にご協力を! 子育て支援センター

町では、資源の有効活用のため「子ども用品リサイクル事業」を行っています。まだ使うことができる子ども用品がありましたら、町の子育て支援事業に役立たせていただきますので、子育て支援センターまでご連絡ください。

【提供できる方】

町在住で、リサイクル用品を子育て支援センター へご持参いただける方。

【提供できる子ども用品】

ブロック、砂場セット、ままごとセットなどの玩具、本やCD、いずれも乳幼児から小学生向きのもの。 ※玩具は必ず洗浄してからご提供ください。

【提供できないもの】

動物や植物、ぬいぐるみや人形プラモデル、使用した鉛筆やノート、修理を必要とするもの、汚れているものなど。(お持ちいただいてもお断りすることもありますのでご了承ください)

【問合先】子育て支援センター(第一保育所内)

庭木の管理・処分のお願い

環境経済課

垣根や敷地内からはみ出している庭木の枝葉や落葉などは、近隣住民の方への迷惑となります。

敷地内だけでなく、自宅周辺の美化活動にもご協力ください。

また、ご家庭の庭木をご自身で剪定した場合の 枝葉の処分は、野焼きは行わず、決められたごみ の収集日に出してください。

【問合先】環境経済課

はかり定期検査のお知らせ

環境経済課

商店や病院、事業所などで取引・証明に使用する「はかり」は、計量法に基づく「定期検査」を2年に1度受検しなければなりません。

この検査を受けないで「はかり」を取引・証明 に使用すると計量法違反行為となりますので注 意してください。

町では次のとおり「はかり」の定期検査を行いますので、対象となる「はかり」をお持ちの方は 必ず受検してください。

【日程】

月日 (曜)	時 間	場所
11月 9日(火)	午前10時~ 11時30分	J A ぎふ さかい川支店 (松枝地域)
	午後1時~3時	J A ぎふ はぐり支店 (下羽栗地域)
11月10日(水)	午前10時~午後3時	笠松町役場 (全地域)

【**持ち物**】はかり(付属品を含む)・手数料(岐阜 県収入証紙)

【検査の対象】

- ・はかり売り商品に使用するはかり
- ・食品関連事業 (製造・加工・販売) で商品を袋 詰めする際に使用するはかり
- ・医療機関や薬局で使用する調合用のはかり
- ・学校・医療機関で健康診断などの際に使用するはかり
- ・宅配便事業に使用するはかり など

【問合先】環境経済課

ショッピング アミューズメント カーライフ 笑顔とクルマに会える街



毎月7・8日はカラフルタウンデー

株式会社 トヨタオートモールクリエイト 〒501-6115 岐阜市柳津町丸野3-3-6 TEL058-388-5400 http://www.colorfultown.jp 物流·商品在庫管理

羽島梱包株式会社

岐阜県羽島郡笠松町北及1627 TEL 388-1147 FAX 388-2719